

佐倉市における農業振興補助金一覧(令和5年度)

| 事業名 | 補助金名 | 主な事業内容 | 事業対象者 | 主な補助率等 (補助単価・上限額等) |
|--------------------------|--|--|--|--|
| 担い手強化事業 | 佐倉市新規就農者支援事業補助金 | 円滑な農業経営の開始を後押しするため、新たに農業経営を開始する際に必要となる農業施設、農業機械及び農業資材購入費の一部を助成する。 | ・新規就農者 (独立就農者、親元就農者) | 事業費の1/2以内 ※限度額 30万円/人 |
| | 佐倉市生産体制強化事業補助金 | 意欲ある担い手の生産体制の強化及び経営規模の拡大による農業経営の発展を図るため、水田又は園芸に係る施設、機械の整備を支援する。 | ・農業者団体 (農業に従事する者3戸以上で構成される団体) ・認定農業者 ・認定就農者 | 事業費の1/3以内 ※限度額100万円 |
| | 産地パワーアップ事業(国) | ①「整備事業」 次の施設の整備に要する経費を支援する。 育苗施設、乾燥調製施設、穀類乾燥調製貯蔵施設、農産物処理加工施設、集出荷貯蔵施設、産地管理施設、用土等供給施設、農産物被害防止施設、農業廃棄物処理施設、生産技術高度化施設、種子種苗生産関連施設、有機物処理・利用施設 | ・佐倉市内に農地を有し、業として農業を営んでいる者 ・本事業の実施の必要性を市長が認めた者 | 1/2以内、4/10以内、1/3以内のいずれかから市長が定める割合 |
| | | ②「生産支援事業」 次の経費の一部を助成する。 ア. 農業機械等の導入やリースに要する経費 イ. 生産資材等の導入等に要する経費 | | ア. 本体価格の1/2以内 イ. 1/2以内又は市長が別に定める額 |
| | 佐倉市農業次世代人材投資事業(国) | 次世代を担う農業者になることを志向する青年就農者の就農後の定着を図るため、営農に要する資金を交付する。 | ・就農時の年齢が50歳未満の認定新規農業者で、農地中間管理機構から農地を借り受けている者又は実質化した人農地プランの担い手に位置付けられている者 | 事業要件:前年の世帯所得が600万円以下であること |
| 佐倉市経営開始資金交付金(国) | ①定額150万円/年×最長5年=750万円 (令和3年度までに交付申請した者) | | | |
| 佐倉市経営発展支援事業(国) | ②定額150万円/年×最長3年=450万円 (令和4年度以降に交付申請した者) | | | |
| 地域資源推進事業 | 佐倉市水田作物推進事業補助金 | 水田において需要に応じた生産を推進するため、佐倉市水田フル活用ビジョンの振興する作物の生産を支援する。 | ・農業者 ・農業者団体 (農業に従事する者3戸以上で構成される団体) | 対象とする作物の作物収入と主食用米収入との差額の1/2 ※限度額15,000円/10a |
| | 佐倉市地域資源支援事業補助金 | 「地域資源創出整備事業」 新たな農産物や新たな品種を試験栽培する経費、地域の農畜産物を活用した新商品生産に要する経費及び販売促進用資材、商談会実施等に要する経費の一部を助成する。 | ・農業者団体 (農業に従事する者3戸以上で構成される団体) ・認定農業者 ・認定就農者 | 事業費の1/2以内 ※限度額20万円 |
| | | 「6次産業整備促進事業」 農畜産物等の加工・販売等に必要となる機械・施設等の設備の整備等に要する経費の一部を助成する。 | | 事業費の1/2以内 ※限度額200万円 |
| | 佐倉市担い手水田利活用高度化対策事業補助金 | WCS用稲及び多収品種での飼料用米、米粉用米の生産地を団地形成する技術を支援する。 | ・農業者 ・農業者団体 (農業に従事する者3戸以上で構成される団体) | 4,000円以内/10a (注)千円未満の端数は切捨て |
| 佐倉市飼料用米等生産拡大支援型事業補助金 | ①営農定着型 飼料用米、米粉用米、WCS用稲を作付けする取組を支援する。ただし、②に該当する取組は除く。 ②拡大支援型 主食用米から非主食用米、麦、大豆、飼料作物、野菜等へ転換した面積が、過去最大の転換面積と比べて拡大した場合、拡大した面積に応じて支援を行う。 | ・農業者 ・農業者団体 (農業に従事する者3戸以上で構成される団体) | ①定着支援型 ・飼料用米(多収品種)、米粉用米、WCS用稲の場合 :3,000円以内/10a ・飼料用米(主食用米品種)の場合:1,500円以内/10a ②拡大支援型 ・飼料用米(多収品種)の場合:5,000円以内/10a (主食用米品種は令和5年度から対象外) (注)各項目ごとに、千円未満の端数は切捨て | |
| 生産性向上事業 | 佐倉市担い手集約整備事業補助金 | | ①「集積事業」 10a以上の農地で6年(新規就農者は3年)以上の貸借権の設定を支援する。 ②「整備事業」 「集積事業」と同じ。 貸借権設定日から、3年以内で事業が実施でき、農地整備費、耕作放棄地解消費、作業機械導入費等の一部を助成する。 | ・認定農業者 ・新規就農者 (5年以内の者に限る) |
| | 佐倉市機構集積協力金交付事業(国) | 「地域集積協力金交付事業」 農地中間管理事業を活用し、農地の集積・集約化を促進した地域に対し、面積に応じた支援を行う。 | ・実質化した人・農地プランが策定されている地域 | |
| | | 「経営転換協力金交付事業」 農地中間管理事業に農地を貸付け、農地の集積・集約化に寄与した土地所有者に対し、面積に応じた支援を行う。 | ・離農や部門減少等により、農地を貸し出した土地所有者 | 1万円/10a(上限50万円/戸) |
| 農業環境保全事業 | 佐倉市農作物保全事業補助 | 「イノシシ捕獲事業」 イノシシ用罠の購入費及び捕獲用資材の購入費を助成する。 | ・佐倉市有害鳥獣対策防止協議会 | 事業費の1/1 |
| | | 「イノシシ捕獲支援事業」 イノシシの捕獲に必要な資格及び機材の取得に係る経費の一部を助成する。 | ・農業者 | 事業費の1/2以内 ※限度額20万円 |
| | 「農作物保護対策事業」 イノシシから農作物を守るための電気柵導入等に係る経費の一部を助成する。 | ・認定農業者 ・認定就農者 ※各種申請中の者も含む。 | 事業費の1/2以内 ※限度額10万円 | |
| 佐倉市環境保全型農業直接支援対策事業補助金(国) | 「環境にやさしい農業」の推進を図るため、農業振興地域又は生産緑地地区内の農地を対象に、自然環境の保全に資する農業生産方式(化学肥料及び化学農薬の使用を地域の慣行から、原則として5割以上低減する取組と合わせ、以下の取組を行う農業者団体等を支援する。 ①炭素貯留効果の高い堆肥の水質保全に資する施用 ②カバークロップの組合せ ③リビングマルチ ④草生栽培 ⑤不耕起栽培 ⑥長期中干し ⑦秋耕 ⑧有機農業(化学肥料、農薬を使用しない農業) ⑨炭の投入 | ・農業者団体 ・農業者(市長が特に認めるもの) | ①4,400円/10a ②6,000円/10a ③5,400円/10a(小麦、大麦等の場合3,200円/10a) ④5,000円/10a ⑤3,000円/10a ⑥⑦800円/10a ⑧12,000円/10a(そば等の雑穀、飼料作物の場合3,000円/10a) ⑨5,000円/10a | |
| 畜産振興事業 | 佐倉市畜産振興事業補助金 | 「家畜改良増殖事業」 優良家畜導入、乳牛育成牧場預託、種豚産肉検定、受精卵移植、受精卵移植、優良精液利用、能力登録に要する経費を支援する。 | ・佐倉市畜産組合連合会 | 事業費の1/3以内 |
| | | 「佐倉市畜産組合連合会事業」 飼料作物計画生産促進事業、環境対策事業、畜産物の消費拡大に関する事業、視察及び研修に関する事業、家畜防疫事業、共進会及び共励会に要する経費を支援する。 | | 事業費の1/2以内 |
| | 佐倉市畜産総合対策事業補助金 | 「畜産経営強化対策事業」 ・「ヘルパー利用推進」 畜産ヘルパー等の利用に要する経費を支援する。 ・「機械施設整備」 ふん尿処理利用の施設、畜産関連機械・設備等の整備に要する経費を支援する。 「その他畜産の振興に関する事業(国及び県の補助事業に係るもの)」 | ・畜産農業者 ・生産者団体 ・畜産関係者が組織する協議会等 | 事業費の1/3以内 事業費の2/3以内 |

(注1) 認定農業者・・・(注1) 認定農業者・・・「農業経営基盤強化促進法」及び当市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、農業経営改善計画の認定を受けた農業者。

(注2) 認定就農者、設(注2) 認定就農者、認定新規就農者・・・「農業経営基盤強化促進法」及び当市の「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に基づき、青年等就農計画の認定を受けた農業者。

※各種制度の補助額については、全て予算の範囲内となりますので、要望調査等の結果などにより減額する可能性があります。

※各種制度内容については、変更されることもありますので、詳細については、一度ご相談ください。